

70歳未満の人は高額療養費「認定証」の申請または

オンライン資格確認の同意にご協力ください！

高額療養費制度は、入院などで1ヶ月の医療費が一定の自己負担限度額を超えた金額が健康保険から払い戻される制度です。

各健康保険の発行する自己負担限度額を示す「認定証」を提示すれば窓口での支払いが自己負担限度額までですむようになります。(食事療養費、おしめ代等除く) ー 下欄参照 ー

早めに手続きをして総合受付へ「認定証」のご提示をお願いします。(オンライン資格確認の同意をされた方は不要です) 退院までにご提示がないと通常通りの請求となり、後日高額療養費の手続きが必要となります。また、「認定証」は発行した月からしか適用されませんので早めの手続きをお願いします。

対象者	自己負担限度額 (月額)	多数該当 (月額)
標準報酬月額 83 万円以上 (ア)	252,600円 + 医療費 1%	140,100円
標準報酬月額 53 万～79 万円 (イ)	167,400円 + 医療費 1%	93,000円
標準報酬月額 28 万～50 万円 (ウ)	80,100円 + 医療費 1%	44,400円
標準報酬月額 26 万円以下 (エ)	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税) (オ)	35,400円	24,600円

1. 自己負担限度額は、①医療機関ごと、②医科・歯科別、③入院・外来別に適用
2. 多数該当：直近1年における4回目以降の自己負担限度額

「認定証」の申請は？

申請窓口：国保の方は市町村の国民健康保険課へ

協会けんぽの方は、全国健康保険協会岡山支部

(岡山駅前第一セントラルビル8階 TEL086-803-5780)へ

健康保険組合、共済組合の方は各職場の窓口でお問い合わせ下さい。

持参するもの：健康保険証、印鑑

「オンライン資格確認に同意するメリットとは？

事前に限度額認定証の申請しなくても同意があれば医療機関で本人の限度額情報がシステムで確認することができ「認定証」の交付手続きは不要です。

「認定証」があっても下記に該当する方は高額療養費の請求を！

*世帯合算ができる場合

同じ世帯で同じ月に21,000円以上の一部負担金を合計して基準額を超えた額が支給されます。

*過去12ヶ月に同一世帯で高額療養費が3回以上あった場合の4回目以降のもの

☆ ご不明な点は相談室もしくは会計担当者にご遠慮なくお尋ね下さい。